

株式会社大阪取引所における取引所外国為替証拠金取引の休止に伴う 業務方法書等の一部改正について

I. 改正趣旨

株式会社大阪取引所における取引所外国為替証拠金取引（以下「取引所FX取引」という）が休止されることに伴い、当該休止に伴う最終決済やFX清算資格の喪失等について所要の改正を行う。

II. 改正概要

(備考)

1. 取引所FX取引の休止に伴う清算資格の喪失申請の特例等

- 取引所FX取引の休止の際、FX清算資格を有する清算参加者については、当該FX清算資格の喪失の申請を行ったものとみなす。
- 清算参加者が清算資格を喪失した場合において、当該喪失前の原因に基づいて生じた権利義務があるときは、当該権利義務について、業務方法書等の定めが適用されるものとする。

・業務方法書第22条の2

・業務方法書第28条の2

2. 最終決済に伴う金銭の授受

- 取引所FX取引の休止に伴う最終決済において、指定市場開設者が定める最終清算数値と取引最終日の前取引日の清算数値（取引最終日に成立した取引については最終清算数値と約定数値）とを比較して差を生じたときは、FX清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日において、当社との間で授受するものとする。

・業務方法書第73条の35の2、業務方法書の取扱い第20条の8の5

3. その他

- その他、取引所FX取引に関し当社が委任する業務の終了、FX清算資格に係る手数料率の削除等、所要の整備を行う。

・業務方法書の取扱い第22条、手数料に関する規則

III. 施行日

平成26年10月23日から施行する。ただし、業務方法書の取扱い第22条及び手数料に関する規則の改正規定は、当社が定める日から施行する。

以上

株式会社大阪取引所における取引所外国為替証拠金取引市場の休止に伴う
関連諸規則の一部改正について

目 次

(ページ)

1	業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2	業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	4
3	手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	6

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(取引所 F X 取引の休止に伴う清算資格の喪失申請の特例)</u></p> <p><u>第 2 2 条の 2 指定市場開設者が取引所 F X 取引の休止 (指定市場開設者が定める取引所 F X 取引の休止をいう。) を行おうとする場合であつて、かつ、他のいずれの指定金融商品市場においても取引所 F X 取引が行われていないときは、当該休止の際、現に F X 清算資格を有する清算参加者については、前条第 1 項の規定にかかわらず、当社が定める日をもって、当該 F X 清算資格の喪失の申請を行ったものとみなす。</u></p> <p><u>(清算資格の喪失の際のこの業務方法書の適用)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 2 8 条の 2 清算参加者が清算資格を喪失した場合において、当該喪失前の原因に基づいて生じた権利義務があるときは、当該権利義務について、この業務方法書 (この業務方法書に基づく規則を含む。) の定めが適用されるものとする。</u></p> <p><u>(最終決済差金の授受)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 7 3 条の 3 5 の 2 取引所 F X 取引における最終決済 (指定市場開設者が定める取引所 F X 取引における最終決済をいう。) において、F X 清算参加者は次の各号に掲げる金銭を最終決済期日 (指定市場開設者が定める取引所 F X 取引における最終決済期日をいう。) において、当社との間で授受するものとする。</u></p> <p><u>(1) 取引最終日 (指定市場開設者が取引所 F X 取引に関して定める取引最終日をいう。以下この条において同じ。) の建玉のうち、当該取引最終日の立会において成立した取引による建玉につ</u></p>	<p>(新設)</p>

いて、当該取引の約定数値と当該取引契約締結を行
った取引日の最終清算数値（指定市場開設者が
定める最終清算数値をいう。以下この条において
同じ。）とを比較して差を生じたときは、その差
に相当する金銭

(2) 取引最終日の建玉のうち、当該取引最終日
の立会より前に成立した取引による建玉につい
て、最終清算数値と前取引日の清算数値とを比較
して差を生じたときは、その差に相当する金銭

付 則

この改正規定は、平成 26 年 10 月 23 日から
施行する。

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(非対円金融指標に係る差金の額)</p> <p>第20条の8の5 業務方法書第73条の38に規定する差に相当する金銭は、非対円金融指標(指定市場開設者が定める非対円金融指標をいう。以下同じ。)に係る同第73条の34、第73条の35、<u>第73条の35の2</u>及び第73条の37に規定する差に基準通貨(指定市場開設者が定める非対円金融指標について、金融指標の算出の基準となる通貨をいう。)に係る対円金融指標(指定市場開設者が定める対円金融指標をいう。以下同じ。)における当該取引日の清算数値を乗じることにより得られる円価額(円位未満の端数金額は切り捨てる。)とする。</p>	<p>(非対円金融指標に係る差金の額)</p> <p>第20条の8の5 業務方法書第73条の38に規定する差に相当する金銭は、非対円金融指標(指定市場開設者が定める非対円金融指標をいう。以下同じ。)に係る同第73条の34、第73条の35及び第73条の37に規定する差に基準通貨(指定市場開設者が定める非対円金融指標について、金融指標の算出の基準となる通貨をいう。)に係る対円金融指標(指定市場開設者が定める対円金融指標をいう。以下同じ。)における当該取引日の清算数値を乗じることにより得られる円価額(円位未満の端数金額は切り捨てる。)とする。</p>
<p>(取引所F X取引に係る差金の額の申告及び支払い)</p>	<p>(取引所F X取引に係る差金の額の申告及び支払い)</p>
<p>第20条の8の6 (略)</p>	<p>第20条の8の6 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 F X清算参加者は、前項の加減により預り目的ごとの取引証拠金が取引証拠金所要額に満たなくなる場合は、当該取引証拠金所要額から当該取引証拠金を差し引いた額以上の取引証拠金を、取引所F X取引に係る取引証拠金等に関する規則第14条から<u>第18条</u>までに定めるところにより、当社に預託しなければならない。</p>	<p>4 F X清算参加者は、前項の加減により預り目的ごとの取引証拠金が取引証拠金所要額に満たなくなる場合は、当該取引証拠金所要額から当該取引証拠金を差し引いた額以上の取引証拠金を、取引所F X取引に係る取引証拠金等に関する規則第14条及び<u>第15条</u>に定めるところにより、当社に預託しなければならない。</p>
<p>(当社が委任する事務)</p>	<p>(当社が委任する事務)</p>
<p>第22条 (略)</p>	<p>第22条 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>2</u> 当社は、業務方法書第85条第1項の規定に基づき、第2条第2号に掲げる指定市場開設者に対し、当該指定市場開設者が開設する金融商品市場における取引所F X取引に係る建玉申告の受付等に係</p>

<p>2 当社は、業務方法書第85条第1項の規定に基づき、第2条第2号に掲げる指定市場開設者に対し、手数料に関する規則別表第2項に掲げる手数料のうち当社が定めるものの徴収に係る事務を委任するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年10月23日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、当社が定める日から施行する。</p>	<p><u>る事務を委任するものとする。</u></p> <p>3 当社は、業務方法書第85条第1項の規定に基づき、第2条第2号に掲げる指定市場開設者に対し、手数料に関する規則第2条の2第2項第4号及び<u>同規則別表第2項</u>に掲げる手数料のうち当社が定めるものの徴収に係る事務を委任するものとする。</p>
---	---

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(固定手数料)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項に規定する固定手数料(月額)は、次の各号に掲げる清算参加者について、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(固定手数料)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項に規定する固定手数料(月額)は、次の各号に掲げる清算参加者について、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) FX清算資格を有する清算参加者</u> <u>2万円</u></p>
<p>(銘柄管理手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 取引所金融商品市場を開設する指定市場開設者の前項に規定する銘柄管理手数料(月額)は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業務方法書第3条第2項第2号から第6号まで及び第11号に掲げる取引 次のaからeまでに掲げる銘柄について、当該aからeまでに定める額の合計額 a～e (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(銘柄管理手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 取引所金融商品市場を開設する指定市場開設者の前項に規定する銘柄管理手数料(月額)は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 業務方法書第3条第2項第2号から第6号まで及び第11号に掲げる取引 次のaからfまでに掲げる銘柄について、当該aからfまでに定める額の合計額 a～e (略)</p> <p><u>f 業務方法書第3条第2項第11号に掲げる取引に係る銘柄</u> <u>月末における各指定市場開設者の当該取引に係る対象金融指標の数(限日取引が設定されていないものを除く。)に6万円を乗じて得た額</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、当社が定める日から施行する。</p>	

2 FX清算資格を有する清算参加者の平成26年10月分の固定手数料は、改正後の第2条の2第2項の規定にかかわらず、17,419円とする。

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

- 1 (略)
- 2 業務方法書の取扱い第3条第2項第2号から第6号までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
(略)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 取引数量は、各月の1日に開始する取引日から当該月の末日に開始する取引日までの取引数量をいう。ただし、当社が必要と認める場合を除き、指定市場開設者が定める建玉調整制度に基づき成立した取引に係る数量を除くものとする。

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

- 1 (略)
- 2 業務方法書の取扱い第3条第2項第2号から第6号まで及び第11号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
(略)			
業務方法書第3条第2項第11号に掲げる取引所FX取引	対円金融指標及び非対円金融指標に係る取引(注1)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務(注2)について、1取引単位につき 15円(注5)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 取引数量は、各月の1日(FX休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に開始する取引日から当該月の末日(FX休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に開始する取引日までの取引数量をいう。ただし、当社が必要と認める場合を除き、指定市場開設者が定める建玉調整制度に基づき成立した取引に係る数量を除くものとする。